

けんこう通信



被扶養者の資格確認（検認）を行います

今年度も被扶養者に認定されている方が、健康保険の認定基準を満たしているかを確認する為、被扶養者の資格確認をさせていただきます。

ご家族が被扶養者としてひかり健康保険組合に加入する為には、健康保険法で定められた認定基準をクリアしなければなりません。

「収入・家族が変動した」などの理由で被扶養者の資格を失っているにも拘らず、資格喪失の手続きをしないままとなっているケースが見受けられますので現在の状況を確認させていただきます。

調査票について	本日以降、会社担当窓口（人事担当者）様宛てに送付いたします
提出期限	令和3年8月31日（火）まで
今回対象でない被扶養者	・令和 3年5月1日以降認定の被扶養者 ・平成 15年4月1日以降に生まれた被扶養者（高校生以下） ・健康保険組合が事前に確認対象外と認めた方 ※対象者がいない場合は調査表の送付はありません

※調査票を期限内にご提出頂けない場合は、被扶養者資格停止の承諾をいただいたものとし、資格停止の処理を行います。くれぐれも提出漏れの無いようお願いします。



けんこう通信

ご家庭のパソコンへ、保健事業に関するお便りを配信しております。

ご希望の方は、メールアドレスを添えて、[当組合](#)までお気軽にメールください。

ひかり健康保険組合

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-4-10 光ウエストゲートビル7 F

☎03-5951-7422 📠03-5951-9663

2021/7/30